

○交通政策審議会令（平成12年政令第300号）（抄）

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2・3 （略）

○海事分科会運営規則

（趣旨）

第1条 海事分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則に定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 分科会は、分科会長（以下「会長」という。）が招集する。

（会議の通知）

第3条 会長は、分科会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第4条 会長は、やむを得ない理由により分科会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決に代えることができる。

（議長）

第5条 会長は、議長として分科会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第7条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第8条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（部会）

第9条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事務を部会に付託することができる。

2 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。

（庶務）

第10条 分科会及び部会の庶務は、国土交通省海事局総務課において総括し、及び処理する。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年12月11日から施行する。